

第 1 2 8 号議案

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年足立区条例第 2 号）
の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「又は勤務時間条例」を「、勤務時間条例」に改め、
「による介護時間」の次に「又は勤務時間条例第 1 6 条の 3 第 1 項の規
定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護
時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第 3 項ただし書中「又は介
護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」
を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

子育て部分休暇の新設に伴い、規定を整備する必要があるので、この
条例案を提出いたします。